



消費生活 サポーター通信

令和4年度第1号

今月のテーマ

フリマサービスの 利用は慎重に!

事例



・通常価格**3万円**の**ブランドの洋服**が、フリマアプリで**1万円**で**出品**されていたので購入した。

・後日商品が到着し、目立った汚れや傷もなかったので**受け取り評価**をしたが、その後、**偽物**であることがわかった。

・出品者に「偽物なので返品したい」とメッセージを送ったところ、「自分は本物を送った。**返品は受け付けない**」と返信があった。

・フリマアプリの事業者に解決を求めたが、「**当事者間で解決**してください」と言われた。



返品は受け付けない!



アドバイス



フリマサービスは**個人間の取引**です トラブル時は**当事者間で解決**するのが**原則**です



商品をよく確認してから受け取り評価をする

購入者が受け取り評価をすると、出品者に代金が支払われ取引完了となります。その後問題に気付いてもフリマ事業者のサポートが受けられないことがあります。



利用前に**規約**や**取引ルール**を確認する



出品する場合、汚れなど商品の状態を詳しく説明し**写真を載せる**などして**誤解を招かないよう注意**する



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや
188



(お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
テルミちゃん
☎(TEL. 017-722-3343)

公式**LINE**に登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する

令和4年4月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)